

西豪州交通規則ガイド

August 2013

Table of Contents

1 はじめに	1
2 制限速度について	1
3 踏み切りについて	1
4 チャイルドシートについて	2
5 各種標識	3
5.1 交通規制標識	3
5.2 危険を報せる標識類	3
5.3 道路案内標識	4
5.4 工事などの標識	4
6 ROUNDABOUT (ランダバウト) について	4
6.1 左折時	5
6.2 右折時	5
6.3 直進時	5
6.4 Uターン時	6
7 交差点について	6
8 路肩駐車について	6
9 駐車禁止エリアについて	7
10 違反について	7
10.1 スピード違反	7
10.2 シートベルト不着用	8
10.3 飲酒運転	8
10.4 その他の違反	10
11 交通事故発生時の措置	11

1 はじめに

西豪州は非常に広く(日本の 6.7 倍)、日常生活の中にも足代わりとしての車の存在が欠かせない。基本的に、移動の中心には車が使用される。また西豪州では日本と同様に右ハンドル、左側通行のため日本人には運転し易い環境であるが、『ラウンドアバウト』等の日本とは異なるルールが存在するので、運転の前には必ず交通法規を理解すること。また郊外では、カンガルーの飛び出しや、路肩にオーストラリア特有の赤土や滑りやすい丸状の石があるので、その点にも十分な注意を払う必要である。尚、当地ではセルフサービスのガソリンスタンドが一般的で、車を停めて“Unleaded(レギュラー)、Premium(ハイオク)、Diesel(軽油)”など車輛に合った種類の燃油を入れた後、カウンターにて給油ポンプの番号を伝えて、料金を支払う。

本ガイドは 2013 年 8 月時点での西豪州における一般的な交通ルールを翻訳・要約したものである。

また、本ガイドは皆様のご参考用として作成されたものであり、本ガイドの利用による法的責任を負うことはできかねますのでご理解願います。

2 制限速度について

西豪州では、標識のない一般道での制限速度は時速60km、標識にある制限速度を超えての走行はもちろん違反対象であるが、“SCHOOL ZONE”のような、時間帯によって速度が制限されている道路があるので、標識を確認し速度超過にならぬ様、注意する。

右図のような背景色が黄色の速度標識は、良好な運転状況で標準的な車に推奨される最大速度を表示しています。通常、カーブ・湾曲部・坂道の頂点手前などに掲げられています。



3 踏み切りについて

通常、信号の付いている踏切でゲートが開いている状態で一時停止する必要は無いが、日本と同様に、踏み切りの信号が作動中は停止せねばならない。

また、右図の様な標識では一時停止が必要なので注意。



4 チャイルドシートについて

西豪州では 7 歳以下の子供を同乗させる際には、ベビーシートやチャイルドシートあるいは補助椅子（豪州政府公認基準のもの：右マークのついたもの）の利用が義務付けられており、これに違反する場合は \$500 の違反金及び罰点 4 を課せられる。同乗する子供の年齢により規則が異なるので注意。



尚、車内座席が 2 列以上ある車両にて 4 歳以下の子供を同乗させる場合は、後部座席にベビーシートあるいはチャイルドシートを利用し同乗させることが義務付けられている。詳しくは以下を参照。

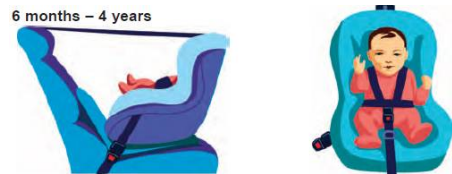
（ア） 6カ月未満の子供の場合

6カ月未満の子供を同乗させる際は、後部座席に背面拘束仕様のベビーシートを利用の上で同乗させる（右図参照）。



（イ） 4歳未満の子供の場合

4歳未満の子供を同乗させる際は、後部座席にベビーシートもしくはチャイルドシートを利用の上で同乗させる（右図参照）。



（ウ） 7歳未満の子供の場合

7歳未満の子供を同乗させる際は、後部座席が他の 4 歳未満の子供に利用されていない限り、後部座席に補助椅子を利用し同乗させる（右図参照）。



5 各種標識

5.1 交通規制標識

右の標識は道路での運転を規制するものである。

”SCHOOL ZONE”の標識には制限速度と共に時間が記されており、スピード違反取締りがよく実施されているので要注意。

またパース市内には一方通行が多いので、”ONE WAY”の標識を見落とさないように。



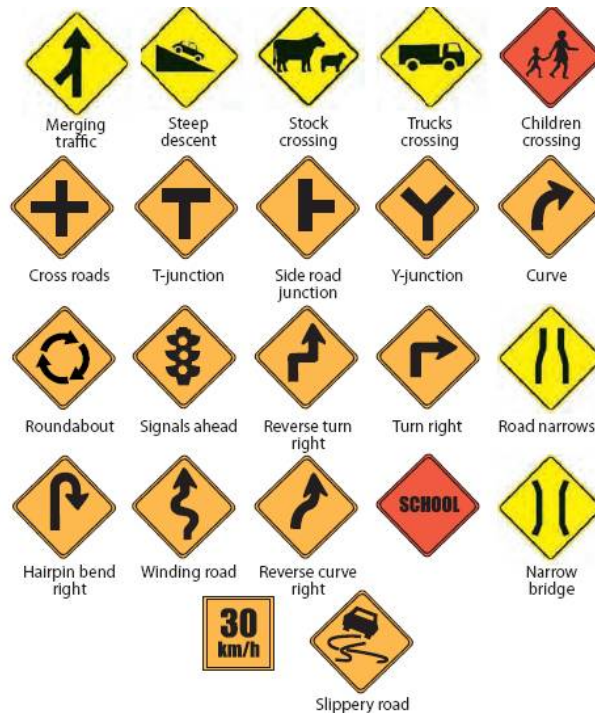
5.2 危険を報せる標識類

右の標識は前方の危険、もしくは道路状況を運転者に伝えるものである。

特に児童横断注意を表す”Children

Crossing”、学校の存在を表す”School”には注意。

また、郊外では制限速度が高く設定されているので、前方の交差点を記す”Cross Roads”や”T-junction”などの標識に注意する。



5.3 道路案内標識

右の標識は行き先の案内や、前方の道路状況を運転者に伝えるものである。

特に”FORM 1 LANE”の標識は、現在 2 車線道路が前方で 1 車線になる事を伝えるものであるので注意。また、”NO THROUGH

ROAD”は、前方行き止まりを記すものである。



5.4 工事などの標識

右の標識は前方における工事などによる道路規制を表記するものである。

“DETOUR”の標識は、工事中の迂回路を伝えるものである。

“ROADWORK AHEAD”は前方で工事が実施されていることを伝える標識で、これに合わせて減速を指示されることもあるので注意。



6 ROUNDABOUT (ランダバウト) について

日本の交通法規と最も異なるのが『ラウンドアバウト』と呼ばれるロータリーで、原則的にロータリー内の車両優先で、時計回りに進む。特に右折時では、ランダバウトを回りながら右折する点に注意。またランダバウト内に先に進入している車両が優先であり、特にランダバウト内に右側から接近してくる車両がある際は、ランダバウト内に進入してはならない。

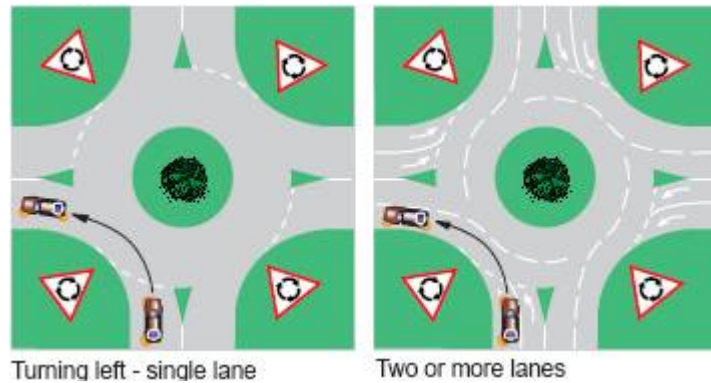
尚、ランダバウトの出口の呼称は、進行方向から左側から”First Exit, Second Exit, Third Exit”である。



6.1 左折時

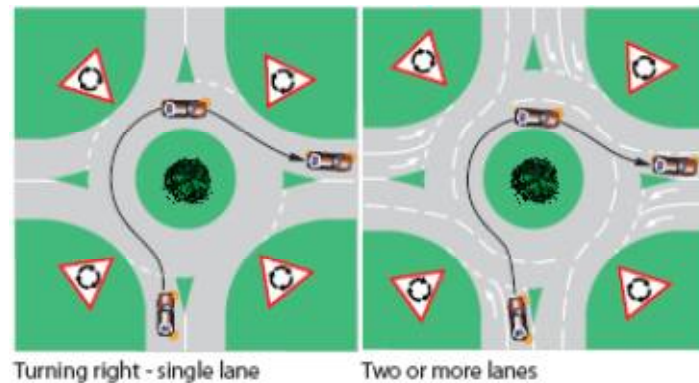
左折時におけるランダバウト通過方法は、片側 1 車線道路である場合、方向指示器を手前で出し、右方に進入車が無いか確認の上、左折する。

片側 2 車線である場合は、安全確認後、ランダバウトから出るまで、左車線のまま左折する。



6.2 右折時

右折時は直接右折するので無く、ランダバウトを回りながら右折する。方向指示器を右に出し、安全確認（右方ランダバウト進入車）後、ランダバウトへ進入する。右図を参照すると、車は入り口から 3 つ目の出口 "Third Exit" に向けて走行する。その際、"Second Exit" を過

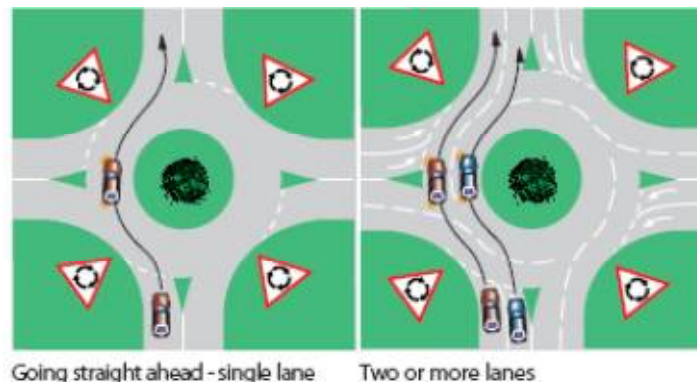


ぎた所で、方向指示器を左に出す（他車にランダバウトから出ることを伝える為）。"Second Exit" 手前で方向指示器を左に出すと、他車に "Second Exit" でランダバウトから出ると伝わりかねないので、注意すること。

片側 2 車線の場合は、右側の車線をランダバウトから出るまで保つ。

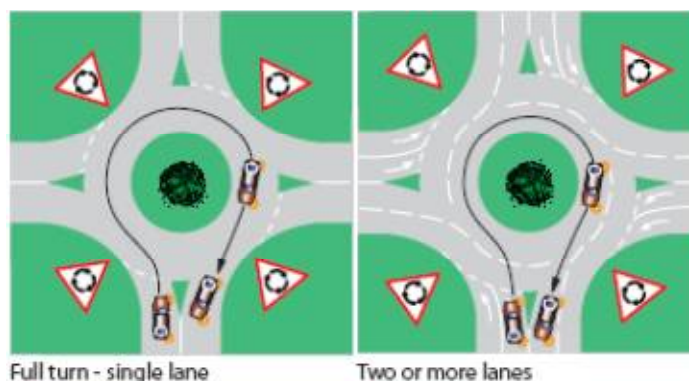
6.3 直進時

直進時は進入時に方向指示器を出さず、安全確認後、ランダバウトに進入。"First Exit" を過ぎた後、左に方向指示器を出す。片側 2 車線の際は、どちらの車線でも直進は可能であるが、他車に対して十分に注意が必要である。



6.4 Uターン時

ランダバウトを利用したUターンをする場合は、右折時同様に右に方向指示器を出し、安全確認後、ランダバウトに進入。"Third Exit"通過後、左に方向指示器を出し、他車にランダバウトから出ることを伝える。片側2車線の道路では、右側の車線をランダバウトから出るまで保つ。



7 交差点について

信号機のある交差点では、信号機の指示通りに運転をする。

右図の様な"GIVE WAY"の標識のある交差点では、交差点を通過している、または交差点に近づいている全ての車両に道を譲らなければならないことを示す。

また、"STOP"の標識のある道路では、停止線(実線)の直前で完全に停止しなければならない。停止線がない場合では、交差点にできるだけ近づき、その直前にて完全に停止する。

警察官や認可された者による交通管理が行われている場合は、その者の指示に従う。

尚、信号のある(ランダバウトでない)交差点でのUターンは禁止されている。



8 路肩駐車について

パース市街地では、路肩に一時的な駐車エリアがあり、地域毎に駐車制限時間、及び制限時間帯があるので標識をよく確認する。以下の例を参照されると良い。

右上図は月曜日から金曜日、午前8時より午後5時30分までの間、その区間では2時間の駐車が可能であることを表している。

また、右下図の標識は、"TICKET"とあるように、有料であることを伝えている。また、月曜日から金曜日は午前8時から午後5時30分の間は2時間、そして土曜日においては、午前8時から午後12時の間2時間の駐車制限のもと、駐車が可能であることを表記している。

標識に表記されている時間以外についての駐車制限は無い。



9 駐車禁止エリアについて

右の標識は駐車を禁止する事を表すものである。左より、”NO STOPPING / NO STANDING”, ”NO PARKING”、一番右は身障者用のスペースである。以上のスペースに対象外の車両が駐車した場合には、違反対象となる。



(8にある路肩駐車が可能であることを表す標識がある道路においても、)右の“CLEARWAY”がある場合は、標記された時間帯は駐停車禁止である。また”END”は前述の駐停車禁止エリアの解除を意味する。



10 違反について

交通違反に対する罰則には、罰金、罰則、免許停止、免許取消し、同乗者に対する制限などがあり、極端な場合には、懲役刑が適用される。交通法規に違反した場合、罰金を科せられる可能性がある。また、過去3年間の累積罰点が上限に達すると、免許停止となる(下表参照)。

尚、スピード違反・シートベルト無着用・バイク用ヘルメット無着用などは、休日に減点数が倍になることがあるので注意。

累計罰点	免許期間
12～15 点	3 ヶ月
16～19 点	4 ヶ月
20 点以上	5 ヶ月

10.1 スピード違反

西豪州では固定式、移動式、また警察官が手持ちで利用するスピードガンによるスピード違反取締りが日常的に行われており、パース近郊の取り締まり場所は以下のウェブサイトより確認できる。

www.police.wa.gov.au より Traffic > Cameras Cut Crashes > Cameras work & why > Speed camera locations

スピード違反での罰則は以下のとおり。

超過速度(時速)	違反金	罰点
9km/h 未満	\$75	0
9km/h～19km/h	\$150	2
20km/h～29km/h	\$300	3
30km/h～40km/h	\$700	5
40km/h 以上	\$1000	7

10.2 シートベルト不着用

違反	違反金	罰点
運転者不着用時	\$500	4
+不着用同乗者 1 人	\$600	4
+不着用同乗者 2 人	\$700	4
+不着用同乗者 3 人	\$800	4
+不着用同乗者 4 人以上	\$900	4
運転者着用時		
+不着用同乗者 1 人	\$500	4
+不着用同乗者 2 人	\$600	4
+不着用同乗者 3 人	\$700	4
+不着用同乗者 4 人以上	\$800	4

上記違反は運転者に課せられるものである。16 歳以上の不着用同乗者はそれぞれ\$500 の違反金及び罰点が課せられる。また、同乗者の年齢制限は無い為、原則的に全員着用せねばならない。

10.3 飲酒運転

オーストラリアではアルコール製品に“standard drink”という数値が必ず記載されており、ビール 1 本(アルコール度数 5%で 355ml)、ワイン 1 グラス(アルコール度数 12%で 148ml)が 1 standard drink に相当する。一般的には体重 64kg の男性が 1 standard



drink を消費すると血中アルコール濃度 (blood alcohol concentration: 以下、BAC 値と記述) は 0.03% 程上昇する。西豪州におけるアルコールの影響がある状態とは BAC が 0.05% 以上の状態を指す。

飲酒運転に関する違反は以下のとおり。

違反及び裁判所罰則(初めての場合)

BAC %	罰則			
	違反金	裁判所最高罰則	免許失効期間	罰点
0.05 < 0.06	\$250	\$500	なし	3
0.06 < 0.07	\$250	\$500	なし	4
0.07 < 0.08	\$250	\$500	なし	5

違反及び裁判所罰則(上表以外)

BAC %	罰則	初回	2回目	3回目以降
0.05 < 0.07	最低	上表参照	\$500	\$500
	最高		\$1,000	\$1,000
	免許失効期間		6ヶ月	8ヶ月
0.07 < 0.08	最低	上表参照	\$600	\$600
	最高		\$1,000	\$1,000
	免許失効期間		8ヶ月	10ヶ月
0.08 < 0.09	最低	\$500	\$600	\$600
	最高	\$1,500	\$1,500	\$1,500
	免許失効期間	6ヶ月	8ヶ月	10ヶ月
0.09 < 0.11	最低	\$550	\$900	\$900
	最高	\$1,500	\$1,500	\$1,500
	免許失効期間	7ヶ月	10ヶ月	13ヶ月
0.11 < 0.13	最低	\$650	\$1,200	\$1,200
	最高	\$1,500	\$2,000	\$2,000
	免許失効期間	8ヶ月	14ヶ月	17ヶ月
0.13 < 0.15	最低	\$750	\$1,600	\$1,600
	最高	\$1,500	\$2,500	\$3,000
	免許失効期間	9ヶ月	18ヶ月	30ヶ月
< 0.15	最低	\$900	\$2,100	\$2,100
	最高	\$2,500	\$3,500	\$5,000
	免許失効期間	10ヶ月	30ヶ月	永久

10.4 その他の違反

違反	違反金	罰点
信号機のある交差点において、赤信号にもかかわらず、交差点を通過する行為。	\$150	3
「Stop」の標識のある交差点にて一時停止を怠る、または他の車両に道を譲ることを怠った場合。	\$150	3
「Give Way」の標識のある交差点にて道を譲ることを怠った場合。	\$150	3
合法的なUターンを除く、実線の中央線及び境界線からはみ出す行為。	\$150	3
視界不良時における、カーブまたは坂の頂上付近での中央線からはみ出す行為。	\$150	3
信号機のある交差点において、黄信号であるにも拘らず、交差点内を通過する行為。	\$100	2
道路標識の指示に反する運転行為。	\$100	3
警察官、消防員、救急隊員またはその他権限を有するものによる手信号または指示に従わない場合。	\$100	3
運転中の携帯電話の操作。	\$250	3
児童用横断歩道にて誘導員が作業中にも拘らず、停車を怠った場合。	\$200	4
児童用横断歩道にて(横断者がいるため)一時停車している車両を追い抜く行為。	\$200	4
横断歩道で歩行者に道を譲ることを怠った場合。	\$200	3
横断歩道で(横断者がいるため)一時停車している車両を追い抜く行為。	\$200	4
交差点にて右側からの車両に道を譲ることを怠った場合。	\$150	3
交差点にて進入する際、歩行者及び接近する車両に道を譲ることを怠った場合。また、Uターン時に歩行者あるいは他車に道を譲ることを怠った場合。	\$150	3
緊急車両に道を譲ることを怠った場合。	\$150	4
ランダバウトにて他の車両に道を譲ることを怠った場合。	\$150	3
T字路から合流する際、他の車両に道を譲ることを怠った場合。	\$150	3
故意に度を越えた騒音や煙を引き起こす行為。	\$600	3
トラック等の荷台に人を乗せる行為。(同乗者への罰則)	\$500	0
トラック等の荷台に人を乗せる行為。(運転者への罰則)	\$500	4
17歳以下の同乗者がいる車内で喫煙した場合。	\$200	0

11 交通事故発生時の措置

万一、交通事故に遭ってしまったら、気持ちを落ち着けて、次のことを行う。

(1) 時間と場所及び相手の車両ナンバー等の確認。

まず発生時間と現在地の確認、それから車輛を運転していた方(以下、相手)の氏名、住所、生年月日、電話番号、運転免許書番号を相手の運転免許書から確認。また、相手側車輛の詳細(メーカー、車種、カラー、ナンバー、カラー)及び当該車輛の所有者が異なる場合には、その所有者の氏名、住所、電話番号などを相手から聞いておく。可能であれば携帯電話等で事故現場の写真を撮っておくとよい。

(2) 負傷者の救護。

不幸にして相手方を傷つけてしまった場合は、負傷者の救援を優先する。「000」救急・警察・消防は同じ番号。自ら否を認める必要はないが、「Are you okay? Would you like me to call an ambulance?」とまず相手に怪我がないか確認するとよい。

(3) 警察への通報

次の場合には警察に通報せねばならない:

- 人身事故の場合(負傷者がある場合)。
- 当該事故の損害額が\$3,000 を超える場合。
- 相手がその場にいない場合(例: 駐車場での接触事故)。

※ 通報時の注意点

警察への第一報は、「発生日時」「発生場所」「事故形態」「負傷者の有無」「現場措置」を連絡。負傷者が無く、軽微な物損事故の場合は、警察は現場に臨場しないため、その場合は当事者が 24 時間以内に警察署へ出向き、受理番号(保険会社連絡に必要)をもらう。または WA Police ウェブページ(<http://www.police.wa.gov.au/>)にて通報可能(Crash Report)。ただし、相手が運転免許証等を所持していない場合や飲酒運転の疑いがある場合は、物損事故であってもその場で警察に通報した方がよい。

(4) 相手の確認と証拠保全の措置

- (a) 相手の住所、氏名等は運転免許証等で必ず確認。
- (b) 事後の過失の認定や損害程度を明確にするため、可能であれば携帯電話等で「写真」を撮影。
- (c) 後の交渉に有利に立つため、目撃者がある場合には状況に応じ可能な限り「住所・氏名・電話番号」を聞く。

(5) 保険会社への連絡

契約する保険会社により補償対象が異なるが、一般的に事故による保険請求をする場合、上述(3)警察への通報を済ませておく必要がある。通常警察への通報が完了すると確認

番号がもらえるので、これを保険会社に知らせる。その後は複数修理工場からの見積り取得から修理完了(契約によっては修理期間中のレンタカー手配)まで、保険会社より指示があるのでこれに従う。

尚、当地では事故後のお見舞い等の慣例はない。

(6) 特に注意する点

- (a) 人身事故の場合。
- (b) 相手が飲酒運転等の場合 — 相手との交渉は、相手を車から降ろしてから。
- (c) 現場では「I am sorry」と不用意に言わない。
- (d) 現場で示談交渉はしない。相手が(事故の責任を)執拗に迫ってくる場合は、「I am so sorry but I don't know what I need to do now. I wish to get my insurance company (or a lawyer) to solve the problem for you.」という感じで、安易に自ら否を認めずに保険会社(あるいは弁護士)を通じて当該事故の損害等の問題を解決する意思があることを伝える。